

議案第 44 号

橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例に  
ついて

橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、  
別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後		改正前	
<p>(有料駐輪場の使用料)</p> <p>第12条 利用者は、別表に定める額に、当該額に消費税(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を有料駐輪場の使用料(以下「使用料」という。)として市長に納付しなければならない。</p> <p>2 利用者は、駐車した日を超えて一時利用する場合は、前項の規定により算出した1回分の一時利用の使用料の額に、超える日ごとに1回分の当該額を加算した額を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金制)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用料金の額は、第12条に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。</p> <p>4・5 略</p>		<p>(有料駐輪場の使用料)</p> <p>第12条 利用者は、別表に定める額の有料駐輪場の使用料(以下「使用料」という。)を市長に納付しなければならない。</p> <p>(利用料金制)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。</p> <p>4・5 略</p>	
別表(第12条、第17条関係)		別表(第12条、第17条関係)	
使用料表		使用料表	
種類	種別	単位	金額
原動機付自転車	一時利用	1台につき1日1回	143円
	定期利用	1台につき1月	1,934円
		1台につき3月	5,534円
自転車	一時利用	1台につき1日1回	96円
種類	種別	単位	金額
原動機付自転車	一時使用料	1台につき1日1回	150円
	定期使用料	1台につき1月	2,030円
		1台につき3月	5,810円
自転車	一時使用料	1台につき1日1回	100円

定期利用	1台につき1月	1,448円	定期使用料	1台につき1月	1,520円
	1台につき3月	3,781円		1台につき3月	3,970円
備考 1・2 略		備考 1・2 略 3 駐車した日を超えて利用する場合の一時使用料は、1回分の一時使用料を超える日ごとに1回分の一時使用料を加算した額とする。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例(以下「新条例」という。)に規定する有料駐輪場の使用料又は利用料金は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについて適用し、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定により指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。